

令和8年
豊見城市議会全員協議会会議録
(令和8年4月9日開催)

豊見城市議会

全員協議会

令和8年4月9日（木） 開会16：00 閉会19：10	
出席議員	外間 剛・大田正樹・新垣繁人・新垣亜矢子・赤嶺吉信・宜保安孝・川満玄治・大田善裕・波平邦孝・宜保龍平・長嶺吉起・瀬長 宏・真栄里 保・瀬長恒雄・新垣龍治・要 正悟・伊敷光寿・吉濱智也・仲田政美・宮城 恵
欠席議員	楚南留美
説明員	市長、副市長、総務部長、経済建設部長、都市計画部長、
議題	事業執行における適正性について
～ 開 会 ～	
<p>【議長】 皆さん、こんにちは。ただいまより豊見城市議会全員協議会を開催します。本日は、皆様既に承知のとおり、2月定例会最終本会議において、新垣繁人議員からの緊急質問に端を発した市長のレンタカー長期使用について、最終本会議及び後日行われた記者会見後に、議員各位より市長の行った記者会見では事の全容がまだ確認できていないという声が私に多く寄せられましたので、本日の全員協議会開催となっております。まず初めに、市長より経緯を説明していただき、その後、各議員からの質疑といたしたいと思えます。なお本日の質疑が経済建設部農林水産課の浚渫事業執行や、都市計画部の市街化調整区域に関する部分に及ぶことが想定できましたので、執行部職員の同席を許可しております。また市長個人のレンタカー契約関係や政治資金規正法等の司法権に触れる質疑も場合によっては想定されましたので、市長の私設弁護士の同席も併せて許可しておりますが、あくまでも市長個人の代理人弁護士の立場ですので、議員各位におかれましては直接私設弁護士への質疑はできないことをご了承ください。なお、本日は各メディアも傍聴に来ておりますので、議員にお諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>ご異議なしと認めます。各メディアの皆様、傍聴許可となりますが、本日は議員と市長及び執行機関側における協議の場となっておりますので、ご質疑ができないことをご了承ください。</p> <p>では初めに市長の発言を許します。</p> <p>【市長】 皆様、今日はこのような機会をありがとうございます。2月議会において緊急質問及び記者会見を通じて説明を行ってまいりましたが、議員の皆様への説明が十分ではなかったとの認識から、本日改めて説明の機会をいただきました。ありがとうございます。また、本件につきましては適切な処理対応ではなかった部分があり、市民の皆様並びに議会議員の皆様にご心配とご不信をかけたことについて、深くおわびを申し上げます。その上で、本日は事実関係について整理し、誤解が生じている点も含め説明をさせていただきたいと思えます。大変長くなりますので、着座にて失礼をいたします。</p> <p>それでは説明は大きく3点でございます。1点目は、排水路浚渫について。2点目は、市街化調整区域に関する件について。3点目は、代車としての長期利用についてでございます。いずれの件についても、中古車販売、板金塗装業、レンタカー事業を手がける事業所の社長との関係が前提となりますので、その関係を先に説明をいたしますと、私と社長は模合や会合、会食、二人で飲み会、スポーツ観戦などを共にする中でありました。日頃から懇意にさせていただいております。まず本件の前提となる事実関係について整理をしてお伝えをさせていただきたいと思えます。今回の件は、あくまでも</p>	

私がレンタカー事業所からレンタアップ車の購入をすることを前提として、代車をお借りしていたものであります。それが発端なので、その点についてはぜひご理解をいただきたいと思います。それでは先ほどの3つの点についてご説明いたします。

①排水路浚渫についてでございます。排水路の件につきましては、事業所と排水路を挟んだ向かいの住民の方から、排水路に雑木が繁茂して困っているとの相談があったので、一度現場を確認してほしいと社長から連絡があったのは事実です。なので私は、令和7年3月29日に公務の合間に連絡を取って、社長と住民の方の立ち合いの下、現場を確認いたしました。その後、現場の状況を農林水産課に伝えております。その際に、農林水産課からは令和7年2月に地元選出議員からも、住民の方から排水路に雑木が繁茂し困っているとの相談があったとのことで、職員が現場を確認した際にも同じ住民の方ともお会いして話を伺ったということを知りました。そして私には、行政全般にはなりませんけれども、特に福祉サービスのこと、住環境のことなど、お困りごとの相談は市民の皆さんから直接私に連絡、相談があることはよくあることで、現場確認が必要なときは公務の合間を縫ってでも確認することを常に心がけているつもりであります。浚渫については、今回の事案があって改めて確認したところ、農林水産課が9月補正予算で渡嘉敷、金良、与根の3か所の除草伐採作業の予算要求を行っていましたが、渡嘉敷と金良の2か所については9月補正予算で計上されております。12月補正予算では、農林水産課が優先順位をつけて4か所の予算要求がありましたが、9月補正予算で計上できなかった与根と市道206号線沿いの2か所について予算が計上されていることを確認しました。与根自治会から、農林水産課長宛てに要望のあった場所については2件あり、そのうちの1件は令和6年度で完了しております。また令和7年10月に要望のあった場所については、事業費が大きいことから分割での施工ができないかという検討課題がありましたので、12月補正予算では予算措置ができなかったということでもあります。農林水産課においては、年間35件程度の水路浚渫、伐採等の環境整備を行っています。自治会や地域住民の皆さんからのその声をその都度聞き、現場を確認しており、担当部署において予算の執行状況を確認しながら施工箇所を決めているという状況でございます。今回の事案であります与根地内の排水路の除草浚渫は、市道160号線から市道65号線までの区間、約98メートルを下流側、要するに流末側から施工し、令和8年1月末から3月末までを工期として施工が終了しております。議員の皆様もご存じのことと思いますが、排水路の除草浚渫は地域の環境維持整備であり、特定の住民だけが受益となるものではなく、この地域にお住まいの市民の皆さんにとっては重要なインフラ整備であり、住環境の整備であります。本件については、住民要望及び担当課の判断に基づく行政手続の中で実施されたものであり、特定の事業者のために優先順位が変更された事実はないと認識をしております。

続いて②市街化調整区域についてでございます。2点目の市街化調整区域内にあるレンタカー事業所の件につきましては、与根地域の市街化区域拡大については地権者はもとより議員の皆さんにも進出を模索している事業所の皆さんなどから多くの期待が寄せられている地域であります。私の公約にもあります市街化区域の拡大は、今後の本市の発展に欠かせない重要な施策でありますので、私のところには多くの相談、要望が届きます。私のほうからは、那覇広域都市計画区域における区域区分の許可権者である沖縄県に対し、本市における市街化区域の拡大について強く申し入れることを常々話しているところで、今回の案件もその一例に過ぎません。議員の皆さんもご存じのとおり許可権者が沖縄県である市街化区域への編入について、私の権限で判断、変更できるものではない制度であると認識をしております。そのため識者の見解でもありましたように、那覇広域に関する事案でありますので、一首長で変更できるものではないという点をぜひ確認していただきたいと思います。

次に、レンタカー事業者が開催した式典のテープカットに参列したことは事実であります。それは令和6年7月25日のことでありまして、レンタカー事業者が営む整備工場として、市街化調整区域の開発行為申請を行い県により許可されておりました。その約一年後に、令和7年7月に違法ではないかとの通報が開発許可権者である沖縄県南部土木事務所であり、同年8月に南部土木事務所の職員と本市の職員が同行して現場確認を行い、沖縄県よりレンタカー事業者に対する指導等の中で、南部土木事務所へ来所を求められ、同年9月にはレンタカー事業者の社長が南部土木事務所へ赴き、是正する意向を伝えたことを確認しております。この一連の流れについて、私が知ったのは令和7年9月、そのときは都市計画課から別の案件で農地法に係る部分の話を中心にされました。そのときのほかにもある一つの事例ということで、この件を知りはしましたけれども、具体的に何がどう駄目であるという報告ではなかったことをここで説明しておきたいと思っております。都市計画法や建築基準法等の法令に関する指導等については、許可権者である沖縄県南部土木事務所の業務であることから、随時市長に報告するような案件でないこととして整理しているようでございます。

続いて3点目のレンタカー賃貸借に関する件につきましては、私の個人的なことで申し訳ありませんけれども整理をしながら説明をいたしますと、私がレンタカーを代車として利用していた経緯は、私が社長に、自家用車としてレンタアップ車を購入したい旨を話したところ、ネットオークションや探す手段は幾つかあるので、希望車種が見つかるまでこの車を使っていいよと話があり、その間、代車として令和6年7月から先月までの期間において、3台にわたり代車をお借りをしていました。あくまで私が希望する車種が見つかり、納車できるまでの間の代車としての認識であることは、私と社長の間でも一致をしており、書面による契約書等はありません。支払方法についても、特に決めていませんでしたので、その支払いについて私のほうから社長に連絡し、幾度かにわたり請求書の作成をお願いしていたところであります。今般の長期間で無償と取られかねない報道を受け、私の希望する車の購入はかなっておりませんが、支払いについては先月で全額支払いを終え、代車も返却しております。しかしながら支払いの整理が遅れたことについては、市長として不適切であり深く反省しております。私が3台の代車を継続使用していたことについてでございますけれども、1台目の代車は平成27年式9万キロ走行のヴェルファイアで、減価償却も終わっている車両で、私の自宅の敷地内での門扉の支柱に接触をさせてしまい、その修理のためにお返しをいたしました。2台目の代車については、令和6年式のノアであります。事業者側から選定してもらったものですが、レンタカーとしての需要が高く、商用に使いたいとのことでお返しをいたしました。その後、先月までお借りをしていた3台目は令和4年式のライズであり、いずれも新車ではない代車でございます。先ほどもお話ししましたとおり料金の支払いと併せて代車もお返ししましたが、結果として精算が遅れたことは事実であり、この点については深く受け止めております。

次に1台目の代車の接触、破損、修理に関することについて説明をしますと、私の自宅敷地内の門扉の支柱に接触してしまい、代車にこすり傷程度の傷をつけたものでありますけれども、レンタカー事業者へ連絡をしたところ、一旦返却をしてほしいとのことでございましたので、急ぎ返却をいたしました。修理費用等の弁済については、レンタカー事業者で対応するとのことでございましたので、一任することとしましたが、その後、確認をすると、ここは以前記者会見で述べたことと相違点にはなるのですけれども、改めて確認をしますと保険を使わずに実費で修理したということでありました。その費用についても、今回の請求額に含まれているということでございました。私の自己負担という形で支払いを完了しております。前回の請求書内容から、内訳が記載された請求書への変更を確認いたしております。また、記者会見でいろいろな質問がありましたので、この場でも説明したいと思いま

すが、警察への届出をしたかどうかという点でございます。先ほども話したとおり、私の自宅敷地内の門扉の支柱に接触して車両を傷つけたものでありますので、公道ではなく、公共物、つまりガードレールなどを破損させたものではないため、道路交通法の適用外となり通報の義務は生じないことではありましたけれども、結果として適切な対応であったかについては反省すべき点があると認識をしております。また政治資金規正法や贈収賄等に抵触するのではないかとの質問もありましたが、このことについても今までと同じ見解であり、最終的には利用料の支払いを行っており、利益供与を受ける意図や認識はありませんでした。その上で、法的な評価については様々な見方があることも踏まえ、疑念を招いたこと自体は重く受け止めております。本日、事実関係につきましてはご説明をさせていただきます。本件については不適切な点があったことは真摯に反省をしております。けれども一方で事実関係については、本日お示ししたとおりであります。市民の皆様にご真実に基づいてご認識いただけることを願っております。この先は信頼回復に向けて、今後の行動でお示しをしまいたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

【議長】 以上で、市長に求めた経緯の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある議員は挙手の上、指名を受けて発言してください。

【新垣繁人議員】 私は、今回この案件に関しまして去る3月19日の最終本会議において、緊急質問をした者であります。まず、今日はマスコミの方々もいらっしゃっていますので、今回は緊急質問ということであったのですが、今回はしっかり事前に通知もされてきていますので、私からその背景も含めて確認をいろいろさせていただきます。

まず3月10日、私の一般質問において確かに出馬表明という形でされております。その後、3月16日に、実は文書が各議員に届いておりますので、緊急質問のときも読み上げましたけれども、ここもあえて読ませてください。どのような文書が各議員に届いたかと言いますと、徳元次人市長の不正事実について。徳元市長が2期目の出馬表明を新聞報道で知り、大変驚いています。というのは、徳元市長は、今現在重大な法律違反と民間業者に大きな損害を被らせている状況下にあり、その事実を市議の皆さんへ告発したいと思っております。その事実とは、令和6年7月から今現在まで約1年8か月もの間、徳元市長は市内レンタカー業者の社長にあてがわれた3台のレンタカーを一切の代金を支払わず、我が物顔で乗り継いでいることと。米印で、「最初の車両は接触事故で返却」と。この行為は、政治資金規正法第21条1項の企業が政党、政治資金団体以外の者に対し寄附を行うことを禁止している法律に明確に違反しており、その場合、1年以下の禁固または50万円以下の罰金が科せられます。そしてまた米印で、「市長が当該業者へ何かしらの便宜を図っていた場合は贈収賄罪が成立します」と。そして再三にわたり大田善裕市議や瀬長宏市議へこの事実を伝えましたが、一向に議会で取り上げる様子もなく、このままでは黙殺されると焦り手紙を出しましたということで、この文面が届いております。ですので、私はやはり出馬要請をされた後に届いた文面として、ここは与党野党関係ないと思っておりますし、一般質問でも言いました。傷のなめ合いはしませんと。これは前回の山川市政のときもそうであります。違うのは違う、いいのはいい、これは徳元市政でも同じであります。ですから緊急質問をさせていただきました。その後、市長は記者会見も開いていく中で、やはりもう一度市議会のほうに説明責任はあるのではないかとというところで今回議長に申し出をしまして、今回全員協議会となっております。ただこの緊急質問をするときも、実は議会運営委員会というのが開かれるのですけれども、そのときは申し訳ないのですけれども、本当に共産党の方、議会運営のメンバーは緊急性がないということをやっと止めていたのです。ここは、事実の確認するというのも含めて、今回緊急質問の後に報道となっていますけれども、ここはしっかり事実確認をさせていただきます。

い。私は議場でも言いました。この文面の、やはりこの案件の一番重要なのは2点なのです。要は市長が、この政治資金規正法に違反しているのか。あと1点は、この贈収賄罪に値するのか、そこだと思っております。ですので、ここを今日は赤嶺弁護士さんも出席されておりますので、その事実をしっかりと確認させていただきたいというところで確認していきます。

そもそも寄附かどうかというところは、無償か有償かだと思うのです。これまで連日された報道の一部では、もうタイトルで何と言うんですか、例えば「豊見城市長、車を無償使用」とか、あと「徳元次人豊見城市長が同市与根のレンタカー会社から長期間車の無償供与を受けていたことが判明した」とか、そういった言い切った報道があるのです。これはもう無償だとアウトだと思うのです。ですけれども、私はこれまでも言っています。情報リテラシーは大事だよと。中学3年生の子たちは公民で勉強しています。メディアリテラシーに対して。ですから正しい事実を今日は確認させてください。

そこで確認します。まず重要であります今回の案件は寄附なのか、それとも有償なのか、無償なのか。そこは今弁護士が見えていますので、しっかりと確認していただいて、その答弁もしてください。

【市長】 お答えさせていただきたいと思います。政治資金規正法第4条の3、この法律において寄附とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付であるということの文言がありますので、今回については当初から有償ということの確認ができていますので、無償ではないということでございます。

【新垣繁人議員】 でも有償か、無償かと決めていくのは、やはり契約だと思うのです。けれども記者会見を見ましても、そこは問題ないと、口頭ではあるけれどもというところがありました。ここは確認してください。問題ないというのは、民法に基づく根拠として問題ないと今捉えているのか。そこも弁護士に確認して答弁してもらってよろしいですか。

【市長】 民法に基づいてのことにはなるのですけれども、口頭ではありましたが、当初から有償での契約ということが成り立っているということでもあります。この点については、以前からもご指摘があるように長期間契約が、口頭であったことがいろいろな誤解を生じてしまう案件でございましたので、その点については深く反省をいたしております。

【新垣繁人議員】 ここは弁護士さんが来ていますので、ここははっきり答えていただきたいと思います。では、今回この一連に関して、まず有償であるということも含めて、今言う政治資金規正法に違反しないと今はっきり断定してお答えできるのか。もう一度確認して答えてください。

【市長】 それは寄附に当たらないですので、それはそのとおりでございます。

【新垣繁人議員】 続いて贈収賄罪にも値しないと、今はっきり確認できるのか。弁護士の見解も含めて答弁ください。

【市長】 まず賄賂の意義から、文面からご説明させていただきますけれども、賄賂は公務員の職務に関する不正の報酬としての利益で、職務行為との間に対価関係が必要であるというのが定義づけられております。ですので、今回私の権限が及ばないこともあり、また先ほど説明をした無償ではない、有償で対価を払っているということがありますので、そこは断言できるものだと思います。

【新垣繁人議員】 あと1点、今回レンタアップとして、その間の代車ということだと思うのですけれども、実際に支払いも済まれていると。車のほうも返されているということは確認取れているのですが、今言う104万7,200円、この約104万円という金額が代車として実際に一般的に見ても本当に妥当なのかというところを、いろいろネットを見ていくと、確かにそれぞれレンタカー会社によって違うのですけれども、そこを含めて見ると、私たちもそこまでちょっと分からないものですから。実際

に弁護士の方も今日見えていますので、いろいろ確認していただく中で、それは妥当性があるのか、そこも含めて確認、弁護士さんの見解も含めて市長のほうでもう一度答弁をもらってよろしいですか。

【市長】 世間一般的に、ネットで調べてももちろん出てくるとは思うのですが、それと比較してどうかということは私の口からは言えないのですが、安価で貸していただけるような情報はあることはあります。複数社、たくさんあると思うのですが、今回に至っては、レンタカーとしての借り方をそもそも冒頭で説明したとおり、買う車が納車されるまでの間、代車としてお借りしたのがスタートでございましたので、代車の考え方でお借りをしていたこととなります。その3台の代車の年式も先ほどお伝えをさせてもらったのですが、1台目に借りたトヨタのヴェルファイアに関しては9年落ちになるかと思うのですが、平成27年式でございまして、9万キロ走行距離もありましたので、そもそもその車は減価償却も終わっているということもあって、商用としては使っていなかった。レンタカーのナンバーではあったのですが、レンタカーの商用としては使っていなかったということでありました。ですので、利用料金だったということの説明はいただきました。その後の2台の件に関しても、月ベースでの金額については事業者側からしっかりと積算根拠があって提示されたものだと思いますので、私はそれに基づいてお支払いをしたということでございます。

【新垣繁人議員】 あと5点ほど聞かせてください。ここは沖縄タイムスさんのほうで3月22日に新聞で報道された内容なのですが、これは水路の浚渫の案件であります。この一部の中で書かれていますのが、与根自治会の会長も、要は地域の会長も浚渫を市に要請したのは別の場所の水路という証言と、事業の進め方の妥当性が揺らぐ可能性も出ているということが書かれています。そして、そこに写真が2つ載せられています。そこでは草が刈られ、今回浚渫工事がされた場所。あと1点が、道路を挟んで向かい側の水路、荒れたままになっているということで、浚渫工事した場所と荒れた場所が映されています。これは浚渫工事をした道路の向かい側のものが映されていると思います。荒れた場所として。今言う自治会長が要望した場所というのは、今言う浚渫した道路向こう側の場所なのか、そこら辺確認取れますか。

【経済建設部長】 お答えします。今言われた自治会長が要望している水路は、別の場所でございます。お手元に図面が配布されていないですか。自治会の要望があった場所がこの赤で、左側です。今回の実施箇所がこちらになっています。系統も別ルートで……。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【経済建設部長】 お答えします。今、自治会長が要望している水路は別の場所でございます。配布している図面の左側の赤い破線で示しています。この左側の箇所が自治会の要望した箇所、右側の赤の破線、Bという文字があります。こちらが今回の浚渫した箇所となっております。今回、実施した水路と併せて補正予算で要望しておりましたが、予算が多額のため予算措置はされておられません。今年度予算にて対応が可能か、改めて検討する予定でございます。

【新垣繁人議員】 今新聞で出ています荒れたままになっているというところは、与根の自治会が要望した場所とは全く別の場所ということでいいですね。

【経済建設部長】 そのとおりです。

【新垣繁人議員】 今、新聞で上がっているこの荒れた場所というのは、今後浚渫する予定はないのですか。

【経済建設部長】 今回報道のあった場所について、担当課としまして幹線水路から浚渫を今計画しておりますので、こういった小さな水路と言いますか、住宅建築状況を勘案して、冠水とか浸水、衛生面で影響があれば今後検討してはいきます。今の状況を確認すると、排水機能に何ら疎外しているわけでもありませんので、今後はこの辺の住民からそういった話があれば、しっかり現場を見て対応していきたいということでございます。

【新垣繁人議員】 あと3月20日、こちらも沖縄タイムスの記事だったのですけれども、その記事には、「社長に招かれ現場を視察し、担当課に浚渫を指示した」と、これは市長なのですけれども、とありますけれども、担当課である農林水産課として当該箇所の浚渫が、要はレンタカー会社からの要望であるという認識であるのか、今現在も含めて、そこら辺の認識を聞かせてください。ここは便宜というところにもつながりますので。ですから、社長に招かれ現場を視察したと。

【経済建設部長】 お答えいたします。市長から話がある前に、地元選出議員から要請があり、地域住民立ち合いの下、当該水路を確認し浚渫の必要有りと判断しておりました。市長からも、住民の要望としか聞いておらず、レンタカー会社からの要望ということは一切認識しておりません。

【新垣繁人議員】 今、地元選出議員からの要望があったということなのですけれども、その議員はどなたか教えてもらっていいですか。

【経済建設部長】 地元選出議員は、赤嶺吉信議員でございます。

【新垣繁人議員】 ですので、これまでの報道等も見ると、市長は昨年3月ですか、この地元地域の方々が、その会社のほうにちょっとお願いをして、市長がその連絡を受けて現場視察をされたと。その前のほうで、今言う議員のほうから、元々地域の要望があったということであるのですが、市長からの今回補正対応ということなのですけれども、市長からの指示で補正予算に計上したのか。その経緯も教えてください。

【経済建設部長】 お答えします。あくまでも地域住民からの要望を基に、現状を確認して判断しております。当該排水路のみならず草木の伐採、浚渫を求められている箇所がほかにもありましたので、同様に補正予算にて要望し、予算化された箇所について事業を実施したものであります。予算化できなかった箇所については、今年度予算で対応できるかを検討したいと考えております。

【新垣龍治議員】 お聞きしたいのは、当初の発端というのが代車ということでの契約ということで、口頭での契約ということなのですが、代車で契約時に支払期限だとか金額とか条件だとか、そういったのはどれぐらいまで合意されていたのですか。内容について。それとも全く金額だとか、支払い時期については決めていなかったのか。

【市長】 今の質問についてなのですけれども、繰り返しになるのですが、当初車を買いたいという話の中で、納車されるまでの間の代車としてお借りをしたのがスタートなので、その時点ではこれが早ければすぐ新しい車に乗り換えるということであるかもしれませんが、長引く中において、やはりこの1年8か月というのは非常に深く反省するような期間でございます。長期間にわたることなので。スタートの時点ではいつ、どのぐらいのお支払いでどういう条件だというのは、話はしていませんでしたが、長くなるにつれてやはりなかなかこの車が人気車種であるため、見つかりにくいということになったときには、一度この借りていた分、数字を出していただけないかという話を私から会社のほうにはやっております、リース契約なのか年契約なのかということ、自社のほうで少し調査をして請求書を出したいということの話がありましたので、そういうやり取りの中で、最中で

あったということでございます。

【新垣龍治議員】 確認なのですが、契約の主体というか、当事者というのは市長とレンタカー会社ということでしょうか。このレンタカー会社がそういう車の販売のあっせんとか、そういう代車のするような事業を行っているというのは、これは通常やられているような事業の内容ではあるのでしょうか。

【市長】 はい。そうです。

【新垣龍治議員】 先ほど一旦支払いをしたいということで請求書の依頼をしたと。19日の緊急質問の際にも、途中から年度払いへ変更したというようなお答えもされたのですが、その年度払いをしたというような時期、いつ頃どういう内容での合意がされたのか、その辺を教えてください。

【市長】 その点については、年末、たしか年明けだったかと記憶しているのですが、やはり長い期間になっているので、再三、幾度かにわたりという表現をしたのですけれども、いつ、どのタイミングかは定かではないのですけれども、直近で行くと年明けだったと思うのですけれども、やはり長いことの懸念があって、私は自分の後援会からも、これはしっかり精算してクリアにするようにしなさいというご指摘もありましたので、その旨もお伝えしました。それはそうですねということになって、年契約だったらさらにリースよりも数字の変更があるかもしれないということもあって、会社のほうに内部で調整をすると、税理士さんとかと相談をしながらやりたいということの話がありました。

【新垣龍治議員】 この年明けというのは今年ですか、それとも前年。

【市長】 そうです。今年です。

【新垣龍治議員】 今年というと、かなり1年と6か月ぐらい使用している中で、そういう長期間支払いもせずにそういう期間が、状態が続いたことについては、これはレンタカー会社としてはこういう顧客というか、そういう状態になっている客はほかにもいるような感じですか。それとも市長は特別なのか、そうではないのか、どう感じているのかをお聞きしたいです。

【市長】 再三申し上げて申し訳ないのですが、繰り返しますが、代車としての認識でお借りしていたので、ほかにこのようなケースがあるかどうか私は知り得ないですけれども、他事業というか、お話を聞いたことがあるのは、やはり人気車種の場合は待つ。その間代車をお借りしていたということは、この間、私のところに寄せられた話の中では数件ございました。

【新垣龍治議員】 分かりました。あと接触事故の件で、先日の記者会見の際には、会社のほうからは保険適用されたと聞いたということで、今回は実費で処理されたというようなお話で、その費用についても金額の中に入っているということなのですが、なぜ聞いたことと今回違った、実費で処理したということになったのか。その辺の経緯を詳しく教えてください。

【市長】 その点については、非常に、前回記者会見で申し述べたことと相違があることについては、申し訳なく思っています。実際にあのときは、保険を使ったということの説明が一部会社のほうから、社長からではなかったのですがお話があって、それであろうと思って私はあの記者会見でお話をしたのですけれども、よくよく調べてみるようお願いをしましたら、保険を使っていなくて、自社で外注して、ほかの会社の板金なのか、修理工場で直したものの詳細があるようです。それに基づいてこれだけの費用がかかって、その利用料の中にそれが入っていますということで、今回請求書が、詳細が、内訳が載ったような請求書に変更いたしております。

【新垣龍治議員】 その事故でかかった費用と、そのレンタルしているもの、その明細というのは提示することも可能なのでしょうか。どのぐらいの費用がかかったというのが分かる。

【市長】 提示というわけにはいかないのですけれども、口頭の説明で申し訳ないのですが、前回の請求書が報道の中でもあったかと思うのですけれども、その内訳の中に、ヴェルファイアという項目の下に事故修理代というのが記載されていまして、これが5万2,000円ということで、トータルこのヴェルファイアにかかった修理、利用料も含めて44万円ということになっています。

【大田善裕議員】 前日も記者会見で少し市長のお話を聞いていますけれども、改めて聞きたいのですが、違法営業だということは本当に認識されていなかったのか。そこはレンタカー業者、この当該のレンタカー業者の周りには30社ほど大小含めてレンタカーの会社であったり、バスの会社があったりするわけです。そこでほとんど、全てが市街化調整区域内にある中で、中心と言ってもおかしくないぐらいの場所にあるわけです。またその中では、私も議会で指摘したことがあります。農地法に違反している建物を建てて運営している業者などもあるというふうに、これは市が実際に指導したということも確認しています。車検切れをして貸す業者とか、これは私が調べた範囲ですが任意保険を入れない業者など、非常に秩序のないエリアであるということは、当然市としても認識はされていると思います。そういった中で、市長は本当にこの違法営業をしているところだということは認識していなかったのか。

もう1点は、都市計画マスタープランが今年度改定されると思います。当然、市長が先ほど冒頭おっしゃられていたように、あのエリアを市街化編入するということは、ご自分がずっとこれまで主張されていたと思いますけれども、この都市計画マスタープランで今回はその中に計画として入るエリアになっているのか。この点をお聞かせください。

【市長】 2点ですね。この辺の部分が、私現時点でもあのエリアにレンタカー事業者が何件あるかというのも実は把握をしておりません。この違法営業ということも今も認識がなくて、例えばご指摘いただいたのはこの件があって、お話を事細かに聞くことになったので、何に触れていて今はこういう状況で是正をするための計画が求められているということが分かりました。ですので、それ以前まではこのエリアの中でも条件を整えれば稼働しているところもありますので、その認識ではありましたが、改善に向かっていたら当然営業も許可されるでしょうし、そういうところも含めて認識が十分ではなかったというのが一つ目のお答えでございます。

2つ目に関して……。

【都市計画部長】 2点目の件についてお答えいたします。都市マスタープランの改定の中で、この当該地域周辺が入っているかどうかということですが、今現在都市計画マスタープランを策定中ですので、まだ最終的にどの部分を編入エリアとするかは未決定でございますので、現時点ではまだ確定はしておりません。以上です。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【真栄里 保議員】 話を聞いても、大変不可解な点がたくさんあります。市長は、レンタカーを借りた、その後リースした、その後代車と言葉をどんどん使い分けていますけれども。確かに新車を購入する場合、代車というのはいり得るのです。しかし新車を購入する場合には、購入に当たっての契約書を書面で交わす必要があるのです。書面で、この車を購入するという契約を行っていますか。

【市長】 今回の件に関しては、私からレンタアップ車を購入したいという話はお伝えをさせていただいて、代車を借りさせてもらった件なのですけれども、今おっしゃるとおり新車であれば申込みと

どうか、それがあって、車が出来上がってきて納車されると思うのですが、レンタアップ車だとか、事業所によるネットオークションとかを活用して全国にある車をヒットさせて購入しなければいけない流れになっているので、その車が決まらないことには契約はできないという内容になっています。

【真栄里 保議員】 このレンタカー会社は、通常、ほかの方に対してもこういう便宜は図っていないと思います。市長だから特別に安い価格で車を提供したのではないですか。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【市長】 市長だからそういうことをやったという認識ではないです。

【真栄里 保議員】 この会社は、普通の一市民に対してこういう便宜を図ることはないと思います。レンタカー会社の約款を読ませていただきました。これには免許証を確認して、しっかりと契約を交わして、それにのっとって契約を整えると書いてあるのです。社会通念上、契約というのはそういうものなのです。こういう書面を交わさないで提供するのはあり得ない。市長だから提供したのです。そのことの自覚はありますか。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【真栄里 保議員】 質問の仕方を少し変えますけれども、市長は代車と言いながら、3月20日にお金を支払ったと記者会見でも述べています。これは何の料金として支払ったのですか。

【市長】 支払ったのは、代車の利用料としてお支払いをいたしました。

【真栄里 保議員】 代車には利用料はないと言っておきながら、一方で代車なので契約を交わす必要はない。口頭契約でいいんだと。口頭で契約をした。書面では交わす必要はないと言いながら、何に基づいてこの金額を払ったのですか。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【真栄里 保議員】 この会社は、約款でレンタカーを貸し出すときの細かく定めています。一方で、市長には代車ということで口頭契約によって車を貸し出した。しかし代金を払っているわけですが、これは何に基づいてお金を支払ったのですか。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【市長】 何に基づいて利用料を支払ったかということの質疑だと思うのですが、そもそも事業所側と私の中では車を買う前提で代車を借りるときに、この料金をどう支払うかというのは、合意はそもそもできていました。ですがいつ支払うか、幾らであるかというのは、もちろんその時点ではなかったと、これまでの説明どおり、そのとおりではあるのですが、当初短ければもちろん新しい車

を購入する中に利用料も含めた形かもしれませんし、いろいろなケースが考えられるのですが、当初に基づいたお互いの合意の中に、詳細を詰めた後に出てきた数字があったので、それが請求書として来ましたので、私はそれに基づいてお支払いをしたということでございます。

【真栄里 保議員】 結果として、1年8か月にわたって代金を支払っていなかった。これは、社会通念上はあり得ないことだと思いますけれども、これは市長だからこの会社が暗黙のうちに認めていたと見るのが妥当だと思います。会社に対して、年払いと言いながら、年払いさえもしてこなかった。なぜなのでしょう。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【市長】 冒頭に言わせていただきますと、やはりこの1年8か月という長期間にわたり未払いだったことについては、重く受け止めて反省すべき点だと思っています。一方では、この支払う意思は当初からもちろんありましたし、そのことについては、この部分については請求書を出していただけるようお願いはしていましたが、支払いの方法も含めて決まっていなかったのが事実でございます。実際、この間において年契約だったほうがいいであろうということも、向こうから話もございましたので、それを待っていた結果、今回の支払う形になりました。以上です。

【真栄里 保議員】 こういう関係というのは、市長としては絶対にあってはならない。市長として、私は失格だと思います。

次の質疑を行いますけれども、排水路浚渫について、地域の住民からの要望があったと述べていますけれども、市長は担当課に対して、可能であれば順位を上げることはできないかというふうに記者会見では述べたと言っていますけれども、これは記録として残っていますよ。順位を上げてもらうわけにはいかないかと、担当課に述べたと市長自身が自分の口で言っています。これは多くの皆さんが聞いているし、記録に残っています。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【市長】 今の私自身の発言のことについてご質疑だと思うのですが、優先順位を上げてやるべきみたいなことの発言があったかどうかは今確認できておりませんので、そのことについては発言ができない状況でございます。

【真栄里 保議員】 自分が言ったことに責任が持てないということでは、今日発言したこともまた次に聞いたらころころ変わるということでは、私は市長としてはいかななものかと思えますよ。ユーチューブで、私が言っているんじゃないです、あなたが発言しているんですよ。確認してほしい。

【新垣繁人議員】 今、真栄里保議員の質疑にちょっとかぶる形で、それは発言を確認されないといけないことだと思いますので、逆に農林水産課担当部署として、市長から優先順位を上げるような指示があったのかお聞かせください。

【経済建設部長】 お答えします。担当課としては、市長からの相談に対して、これまでこういった特別な配慮を図る、優先順位を上げろとか、そういったことはありません。なので、担当課としては、今後についても市民からの要望箇所があれば、これまでと同様に現場を確認して総合的に判断し

て優先順位を決めていきたいと思います。

【瀬長恒雄議員】 幾つか。車を買うまでの代車だという説明ですが、市長は、この事業者に対してどれぐらいの値段の車、あるいは車種というのを探してくれということをお願いしていたんですか。値段と車種。

【市長】 購入を希望していたことの質疑だと思うのですが、要望していたのはトヨタのアルファードが希望だったということではありますが、値段については私から要望したことはないです。これぐらいの価格帯でどうですかということではなくて、出てきたものに対して、この値段だったら行けるか行けないかはその都度判断しようと思っていましたので、その価格帯は、もう本当に高いものは非常に高くして新車よりも高い中古車もありまして、そういう部分でいくと車種の限定はしましたけれども金額については明示していませんでした。以上です。

【瀬長恒雄議員】 今の話はとても矛盾だと思うんですよ。車を買うという方は、自分が払える金額をまずは提示して、200万円なら200万円、300万円なら300万円ぐらいの、今で言えばアルファードを探してくれというお願いをしないと、このお願いされた方も範囲が絞れないじゃないですか。本当に値段の提示はしなかったのですか。

【市長】 はい、そのとおりです。

【瀬長恒雄議員】 あと、市長はずっと代車だと言っているのですが、私は代車の定義を調べたんですが、普通は修理工場だとかに車検に入れるというような感覚ですよ。その期間も大体1週間から長くて2週間部品とかが入らなくても1か月ぐらいが代車という範疇だと。それを超えれば代車扱いはしないと、実費をもらうというのが普通だという話なんですよ。今回市長が借りているのはレンタカー登録をされた営業所の商品ですよ。それを代車、代車ということで金額を低く見せようとしているのかなと私は感じているのですが、レンタカー登録をされた車をずっと代車で使っているということはあるんです。レンタカー登録されているのであれば、先ほど真栄里議員が言っていたように、この会社の商品を市長にレンタルしていると、それを市長はずっと代車だとおっしゃっているのですが、その解釈が少し違っているのかなと。普通感覚で言えば、最初の車から3台を続けて借りているわけですよ、レンタカーナンバーのものを。であれば、レンタカー会社からすれば、その借りるときにレンタカーとしての借用、貸渡し、それを行うべきじゃないですか、1か月を過ぎたら。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【市長】 今の一連の流れですね、趣旨がちょっと見えなくて理解できないのですが、もう一度よろしいでしょうか。

【瀬長恒雄議員】 一般的には代車というのは、長くて1か月なんですよ。普通の車検に入れたりだとか、車購入のときの代車というのは。それを1年8か月も代車という感覚は、普通の一般常識ではあり得ないんですよ。もし1か月を超えるのであれば、市長はこのレンタカー登録されているレンタカー会社の商品をレンタルしていると。であれば、その時点で貸渡し契約をしないとおかしいんじゃないですか。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】再開します。

【市長】今、そうすべきだということの質疑だったと思うのですが、大事なところは、寄附でもなければ、そういう便宜を図っていることではないということの趣旨は、私は今日皆様にお伝えしたいところなので、この契約も口頭でやらせてもらっている後に、お支払いもしている事実がございますので、その部分でぜひご理解いただければと思っています。

【瀬長恒雄議員】ちょっと話を変えますが、この営業所はレンタカーの営業所としては建てられないところに整備工場という名目で許可をもらって建てていると。県と市で行政指導に行ったという話を市長は言っていたのですが、どういう行政指導だったのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

【都市計画部長】お答えいたします。当該場所の建築開発の行為につきましては、自動車の板金工場として当初開発許可を得た建築物になっておりました。それは、その内容で建築が完了したということで開発の許可を受けたものになっております。ただしその後、建物、建築物が異なる用途で使用されているということが違法ではないかという話しが都市計画課窓口の来訪者よりあって、そういう問合せがあったことで、沖縄県と本市の都市計画課の担当で現場確認ですね、これは当該場所だけに限らずほかの市内の複数の事例事案が、このレンタカー事業に限らず、そういう現場確認をするものがあつたことから、複数の場所の現場確認を行い、その後、この事業者と状況の確認をしている状況でございます。

【瀬長恒雄議員】じゃあ違法状態だということを確認しているんですね、営業をやっていると。

【都市計画部長】違法というか、違法というのは法律に反するものということですが、現状のものに関しては、許可は問題なく適法に受けている。ただし、用途に関して異なる用途で使用していることがあるので、違反の状況であるということです。以上です。

【瀬長恒雄議員】先ほど市長が、この地域の用途見直しについて営業所の社長から見直しできないかというような問いかけがあつたかのような話があつたのですが、その内容をちょっと、どういう見直しができるかというような話があつたのか聞かせてもらえますか。

【議長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】再開します。

【瀬長恒雄議員】この事業者から、この地域の用途見直しについて話があつたかお聞きします。

【市長】このエリア全体は今後どういうふうになっていくんですかということの話はありました。

【瀬長恒雄議員】どうなっていくかという見通しを聞かれたということですか。

【市長】はい、そうです。

【瀬長恒雄議員】今回の告発ではなくて去年の告発の中で、豊崎の海浜ビーチの中に店舗を出したいみたいなことでの働きかけがあるんじゃないかということが書かれていたのですが、そういう…。私たちのところに来ている告発文の中で。

【議長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】再開します。

【瀬長恒雄議員】今の質疑は取り消します。

【議長】では、ただいまの瀬長恒雄議員の質疑に対して取消しの申出がございました。ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

では、異議がありましたので、もう一度お諮りします。先ほどの発言に対して異議がありましたので、これを取り消してよろしいか諮ります。ただいまの発言を取り消すことに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手少数であります。よって、取消しの発言は認められません。

【瀬長恒雄議員】これは、去年の5月に瀬長宏議員に宛てて出されている文書であり、豊崎海浜公園内の飲食店出店や所有する土地の用途見直しなど、個人的に便宜を働きかけているようであるという告発文があるのですが、そういう事実があるのかということをお聞きしたいです。

【議長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】再開します。

【宮城 恵議員】元に戻すのですが、市長が今回この車を購入したいというふうを探しているということで、この方に依頼したと思うのですが、結構車はすぐには探せないという話が先ほどから出てきているのですが、市長としてはどれぐらいで探せるというふうに見込んでいたのかということと、あとは探し始めてから探せない、1年8か月たっていると思うのですが、その探せない状況の情報交換というのはその間にどれぐらいしていたのかということと、あとは代車として支払いを終えたという報告があったのですが、104万7,000円とおっしゃっていたのですけれども、修理代がそのうちの5万2,000円、これを引いて1年8か月だから20で割ったとしても1月4万9,400円、これを市長はその請求が来たときに、私からしたらヴェルファイアとかノアとかライズを借りているので、ちょっと安くはないかなと思うのですが、そこら辺はどう思ったのか、この3つをお聞かせください。

【市長】1点目については、どのぐらいの見込みだったのかというのは、もしかしたら本当に1か月あり得るかなというスタートでした。というのはネットオークションを持っていると言っていたので、そうするとやはり全国から探せるネットワークがあるので早いかなという期待はあったのですが、それから数か月して口頭で、電話だったかと思うのですが、こういうのがあるよという話だったので、結構高額でしたので、さすがにそこは手が届かないみたいなやり取りはしていました。色も特に私からは定めてははなかったのですが、どういう色があるの、こういう色があると数回にわたり情報交換、こういうのがありそうだけど調べてみる、よく見てみるとかというのがあったのですが、そのたびに金額が合わなかったのは確かであります。そのアルファードにもいろいろありまして、今がたしか40系というのか、最新のものはどうしても高い、それで30系に落としてもいいかとか、そういう議論もしていました。もちろん、私としては家族で乗れるワンボックスであればいいなというふうに思っていたので、その情報交換はしてはいました。ですが、この長い期間かかってしまったというのは、やはり定まっていなかったことについて、長いことについての請求書を求めてきてはいたのですが、何度も繰り返しになるのですが、その点については本当に反省しているところになります。金額については内訳がございまして、先ほども言ったとおり、最初に貸していただいたヴェルファイアに関しては9年たっている車でございまして、もうレンタカーとしても使っていない車、これを使用していないので代車として、9万キロメートルも走っているもので、商用としては価値

がない車だということも、貸しているだけで利益が出る車というふうに後に説明は聞きました。なので、この車の内訳が先ほど言ったように44万円、その中に修理代が入っているということでございました。

ノアに関しては、月計算でいくと7万7,000円になるので、あれは新車ではないにしろ2、3年たっている車ではあったのですが、それはその月でいくと打倒なものなのかな、他社と比べてもそういう事例はあるのを確認はしました。それが妥当であると私がここで断言できないものではありませんけれども、そういうことでトータル金額が車種によって変わることもありますけれども、トータルするとそういう金額になったという事実でございます。

【瀬長 宏議員】 3月25日の記者会見で、市長がレンタカー店舗営業の違法性を知ったのは昨年かもしれないとおっしゃったのですが、先ほどの説明は違法性についての認識はないかのような説明をしているのですが、この記者会見で述べた、違法性を知ったのは昨年かもしれないというのは、これは事実ではないということですか。

【市長】 先ほども言った「かもしれない」と記者会見で使ったのは、言ったとおり都市計画課からは後にいろいろとこの協議で話し合いをしたときに、別件で、農地法でやっているところの指導が入っていることがメインだったのです。そのときの説明ではですね。ここ以外にこういうところもありますという中に、その当該事業者があったかどうかということの説明があったと思うんですね。資料を用いているところとやっている中においては違うところの話だったのです。なので、あのとき都市計画課とはこの話をしているのは事実なのです。ですが、こういうところもあるという中において、何が引っかかっていて、何が違法なのか、違反なのか、どういうところなのかということ、具体的にそこまで詰めた話をしていなかったのが事実です。ですので、記者会見はああいう表現になってしまったというのは非常に申し訳なく思っているのですが、それが事実関係でございます。

【瀬長 宏議員】 3月24日に県と市の担当が是正の指導を行っていますが、これは令和7年9月11日にも、県としては申請と違うため、申請どおりの用途への是正、行政指導を行いましたと、そういうふうに県から伺いました。この緊急質問の後に、いろいろ新聞報道で違法営業じゃないかという話も出て、それでも今の時点でも違法性があるのかどうかを認識できないということですか。

【都市計画部長】 今の件につきましては、確かに沖縄県と本市の職員で現場を確認して、当事者とも沖縄県がその後やり取りをしている状況はございます。その際に、先ほども申し上げましたけれども、用途が当初の許可の状況と違うよということで、それを是正するように今指導している状況ということで、まだ違反であるという断定まではできないので、それを改善する、元に戻す指導をしているということで県からは聞いているところです。

【瀬長 宏議員】 3月19日の緊急質問に対して、市長の答弁が、レンタカー事業者を介して地域住民の方に実際会ってくれということで、昨年3月にこの現場にまいりました。これは市長の発言ですよ。水路に堆積している状況や繁茂している状況で蚊が大量発生し、ネズミも発生し、ハブも来ているんじゃないかと伺いました。223万円の補正をかけて実際やってもらっている件は1つあります。できるところは現場に伝えて、担当課にしっかり考えられるものについてやってほしいということもやってきたつもりです。地域から求められている案件の一つであり、事業展開できないかという調整をいたしました。ということは、担当にこの浚渫について対応できないかという話を、調整をしたと答弁をしているのですが、それは事実ですか。

【市長】 はい、そのとおりです。

【瀬長 宏議員】 普通調整をしたら、市長案件だから優先順位が上がってくるというのが普通なの

で、もう1つ、104万円・・・。

【議長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】再開します。

【瀬長 宏議員】代車として104万円払った。その104万円の中に修理費も含まれているという先ほどの説明だったのですが、この代車の積算根拠というのは、最初はレンタルしているかのように緊急質問の答弁ではやっていました。それが、記者会見ではリース契約はあり得るといふふうに答弁しているんですね。ただ、リース契約は今の市長の車ではあり得なくて、あれは3台とも「わ」ナンバーですね、「わ」ナンバーはリース契約ではあり得ません。リース契約で料金設定することはできません。ただ、代車としてどれぐらいの積算根拠でこの104万円、修理費を含めてやったのか。それはあまりにも安過ぎると思うのですが、そのあたりについて市長の認識はどうですか。

【議長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】再開します。

【市長】お答えしたいと思いますが、その前に先ほどの水路浚渫の件に関してお答えしたいと思うのですが、トップダウンで、市長案件だから優先順位が上がったということではないです。これは実際相談をしました。これはこの案件1ケースだけではなくて、再三、私は冒頭の説明でもお伝えしましたけれども、日々そういう要請があったら現場に赴くということは心がけていますので、いろいろなところに行ったら写真を撮って、こういう地域で困っている方のお話を担当課に持ち帰って道路課なら道路課、農林水産課なら農林水産課、いろいろなところでソフトもハードもご相談します。そこで改善できるものはもちろんやるべきなので、それをどうかということの話、今回もこのケースにすぎません。ですので、これを実際に私が急ぎでやれと言って、その3月、次の議会が6月なので6月補正でこれが計上されて通ったわけでもございませんので、その経緯についてはもう一度、経済建設部長からお答えしていただきたいと思うのですが、この一連の流れをしっかりと整えた上で議会はぜひ事実に基づいてやっていただければという願いがありますので、よろしく願いいたします。

この積算根拠については、私は聞いてもなかなかそれは各事業所いろいろと、やはり事業展開はなりわいとしてやっているものなので積算根拠までは知り得ることはできないのですが、先ほどお伝えしたとおり、代車として借りたヴェルファイアについてはもう9年落ちの車で、レンタカーとしての利用価値がないからその値段で貸したであろうということは分かるのですが、そのほかの契約についてもリース契約かどうか、レンタカーの「わ」ナンバーだからできないとかということは、現時点では私は知り得ていないのですが、実際にネットで見ると、月契約のレンタカー事業所というのはたくさんありますので、その意味で私は説明したつもりでありますので、そこはぜひご理解いただきたいと思います。

【瀬長 宏議員】マスコミでも370万円から540万円ぐらいかなと試算をされて報道されています。私たちもレンタカー会社のホームページからレンタル料金、あるいはリース料金でヴェルファイアだったらノアだったら何か月で幾らぐらいかかるというのも試算しました。そうしたら、安くても300万円前後、ということは、今回は車の代金は100万円も行っていないということですよ。修理代を引いたら。そうしたらあまりにも安過ぎる。これはこの差額は寄附行為に当たるといふ弁護士の見

解もあります。報道にもいろいろ弁護士の見解が載っていますよね。そうしたら、市長は先ほど寄附行為には当たらないというふうに説明されたのですが、要するに300万円かかるところ100万円ですらしてもらった。そうしたらその差額は寄附行為にならないという根拠について説明していただきたい。

【市長】 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、一般的な試算かどうかということかもしれませんが、私が先ほど言っている1台目にお借りした代車については、9年たっている車で減価償却も終わり、レンタカーとしての利用価値がないという車をお借りしていました。9万キロメートルも走っているということで、その試算でいくと、これが安いか高いかは私が今現時点では分かりませんが、出していただいたものについては、事業所側のちゃんとした積算根拠に基づいて請求がなされているものだと思います。それに基づいて私はお支払いをしましたので、これが安過ぎるだとか、高過ぎるだとか、ということについて認識しているわけではございません。以上です。

【要 正悟議員】 前回の新垣繁人議員からの緊急質問で、市長はこの告発文に関しては全くの事実無根で、次期市長選を見据えた誹謗中傷の文書であると答弁していますが、その考えはまだ変わらないですか。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【市長】 お答えしたいと思います。冒頭では、私は緊急質問のお答えとして、来る市長選に向けて悪意を持って歪曲した私に対する極めて悪質な誹謗中傷であり、断じて看過することはできませんという気持ちは今も変わらないかということでもありますので、内容としてもこの文面を見返してみますと、この文面のなかに法律に明確に違反しておりということも書いています。事実と違うことが言われていることもありますので、それについては非常に事実に基づいたものでしっかりやっていただきたいという気持ちは変わらないです。

【要 正悟議員】 あと、記者会見のときに、自身の心の弱さがあったと。また、政治家としての倫理観の欠如を痛感しているということ。この政治家としての倫理観の欠如を痛感というのは、非常に重大な発言だと思うのですが、今回徳元市長は2期目の出馬表明をされていますけれども、その考えは今でも変わらないですか。

【市長】 2期目に向けてもちろんこの間、信頼回復にしっかりと重きを置いてしっかりとやっていきたいと思っていますし、記者会見のときに心の弱さだとか、政治倫理に欠けているということに使った言葉は、今は非常に反省のあまり、その言葉を使ってしまうかもしれませんが、しっかりとこの件については律して、また来る市長選に向けても、残る期間、行動でしっかりと示していきたいと思っていますし、市民の皆様にもお仕事でしっかりお返しをしていきたいと思っています。

【要 正悟議員】 最後に代車の件ですが、この3台にわたって使っていた代車、ETCカードはついていましたか。

【市長】 ETCカードはついていたかな……

【要 正悟議員】 使っていないということ。

【市長】 ちょっとすみません、今は覚えていません。

【要 正悟議員】 何でこんな質問をしたかという。このETCカードの利用料金とかもこの104万7,200円に含まれているのかなということちょっと聞いたかったんですが。

【市長】 カード名義は恐らく私自身に、使っていたとしたらなっていくと思いますので、自己負担

だと思っています。

【宜保安孝議員】 本日の全員協議会に向けて、与野党間でいろいろな調整があったものだと思いますが、共産党さんより、これは特別委員会に値するのではないかということで、6名以上の賛同を得ないといけないというのがありました。それが多分できていないようです。できない中で、それでも我々はそれを否定するわけではなく、しっかりと全員協議会の場で市長に内容を聞こうということで今日の場が設けられていると思っていますが、今後、百条委員会をやるべきだとか、特別委員会をやるべきだという声ももしあったとしたときに、私は今回の流れを見ますと、市長はこの告発文にあるような公職選挙法であったり、政治資金とか、その辺に関しては弁護士も通じてしっかりと否定しておりますので、これを例えば百条委員会でやるとなると、悪しき前例をつくることになると思っています。なぜかと言いますと、前回山川市長のときにパワハラの件で特別委員会をやりました。あれは、やはり市役所における内部の問題です。職員が心労を来して休む方がたくさん出たと。そういった流れの中で特別委員会を開くべきじゃないかということで、そのときに反対した方もいましたけれども、最終的には合意をしてやりました。そこで最終的に、私はやっていないと言った方が和解の中で謝罪をするという形になって、結局パワハラはあったという形に最終的にになりましたけれども、今回の件に関しては、市長の、正直に言いますとだらしのない部分の中での個人的な金銭の問題であります。様々な意見が与野党から質疑がありましたけれども、それに関してもちゃんとした、執行部も含めてそれは全く問題ないということを私は確認が取れましたので、これで特別委員会をもしやるとしたら、例えば私が一個人として何かどこかで家賃を滞納しました。借金しました。市長が何かをやっています、何々しましたということに関して、いたずら的にこれは百条委員会だ、特別委員会だといってやっても、あの時やったからやらないといけないという、これは悪しき前例になってしまうんですよ。そういった意味で、これは議会事務局に聞いて答え切れるのか。もし弁護士が分かるのだったらあれですけども、これが果たして特別委員会に値するものなのかというのを、弁護士の意見を聴きたいです。弁護士は難しいですかね、議会で決めることですか。じゃあこれは意見として私の気持ちを述べたいと思います。

【川満玄治議員】 違う視点からちょっと聞きたいのですが、今回の件、市民の皆様から問合せやご意見等がどの程度寄せられたのか、もし可能であれば、内容もどのような内容だったのかとか、そういった部署ごとの件数もあれば分かる範囲で構いませんので、教えてもらえませんか。

【総務部長】 私のほうで取りまとめしましたので、お答えしたいと思います。まず、今回に関連する部署としては農林水産課、都市計画課があります。その2か所についてはそういった問合せはないという話であります。秘書広報課につきましては、まず記者会見の前に全体で15件ありました。そのうち10件につきましてはマスコミ関係者の方から、どんな記者会見をするのというそういった内容でありましたので、それを除いた分について幾つか説明したいと思います。

まず1点目につきましては、これは市内の男性の方からですが、「行政のトップとして倫理観が欠如している、以後気をつけるよう、市長に伝えてほしい」という案件、「今回の件で、減給等の処分はあるのか」、現時点では予定していないということをお答えしております。2つ目には、「市民の税金で市長の給与をもらっているのに、何でこんなレンタカーの何百万円を未払いなのはおかしい。公金着服もあり、何年か前には野党議員の領収書を偽造して辞職、豊見城はどうなっているんだ」という意見もあります。

次は記者会見後の案件になりますが、記者会見後については全部で7件あります。そのうち1点目につきましては、兵庫県の方からのお電話で「レンタカー代が安過ぎるんじゃないか、相場だと10倍

はする、権力と立場を使って安くさせたのではないか」という意見もあります。匿名男性の方につきましては、以下のとおり市長に伝えてほしいということで、「模合の仲間だからレンタカーの認可を認めたのか、自分もレンタカーを認可してほしい、本来なら市長が職員を管理監督すべきだが、職員も市長を管理監督すべきだ」という意見もあります。もう1点は、これも匿名男性の方です。以下のことを市長に伝えてほしい、「昨日の会見を見たが、悪いことは悪いと認めていて大変よかった感じじゃないかと思います。市長選頑張ってください」。次、男性の方からですが、「昨日の会見を見たが、市長は1人で臨むべきであった。隣に弁護士が同席しているのは印象が悪かった。支払いは先にすべきだった。警戒が不十分で脇が甘すぎ。ピンチをチャンスに変えるため、市内のレンタカーを市民や観光客に有効に利用していただくための施策につなげられるとよいと思う」。もう1点は、広報になぜ早く取り上げなかったかという内容が1点あります。あともう1点、人事課のほうに1件だけあります。これは記者会見後の話であります。この内容につきましては、「市長の給料は幾らか」とか「今回のレンタカーの問題で市長の給与返金等は考えていないのか」という2点の問合せがありました。以上です。

【川満玄治議員】 今、いろいろあったという叱咤激励から厳しいお言葉からあったと認識しました。これが多い、少ないということが問題ではないと私も思っています。少ないからいい、多いから悪いということではないのですが、去年ですが、市長の不祥事でいろいろな方が問題になって社会現象にもなるぐらいになったところというのは、実は1万件以上抗議の電話が来たり、ほとんどが苦情だったというのが調べたらあったものですから、本土のほうですね。そこで、やはりこれだけ多いと、実際職員の業務に支障が出るのかなと思って、どれだけの件数があるのかということで今聞いた次第でございます。その22件で間違いはないですか。22件という問合せやご意見があったということに関してですが、市長としてこの件についてはどう考えていますか。

【市長】 本来なら、私がこういうことをしなければなかったであろうお問合せなので、職員も含めて負担をかけてしまったことを反省しておりますし、この内容についても真摯に受け止めて、これから律していきたいと思っています。

【川満玄治議員】 そうですね、22、23件ということであったので、そんなに業務には支障はなかったのかなと見受けられるのはよかったかなと思います。そこら辺をぜひ今後また来るとは思いますが、ぜひ真摯に対応していただければと思います。

続きまして、請求書の件で聞かせていただきたいのですが、請求書が数度来たということですが、詳しく話してもらえませんか。何度来たのか。例えばいつこの請求をかけた……請求書が来たじゃない、市長から請求書を要求したことに対して何回やったという、そういう経緯を詳しく、いつなのかと分かる範囲でいいのでお願いします。

【市長】 定かではないのですが、車の交替だとか、そういうときには口頭ですけれども数字だせませつかというような話はさせてもらっています。直近では、先ほどもこの件で話はしましたが、年明けだったと思うのですが、後援会からも指摘があって、早くクリアにしなければいけないということもいただいているのでいかがですかということで、直近は1月だと思うのですが請求を出していただけないかというお願いはしています。

【川満玄治議員】 ほかに、請求をかけたのは何回ぐらいあるんですか。今年の1月以外には。

【市長】 車を替えていただくタイミングだったので、3回以上はやっているかと思います。

【川満玄治議員】 じゃあ車を替えるときとなると、1回目、先ほどのヴェルファイアからノアに替わるとき、ノアからライズに替わるときになるんですね。新聞で見ると載っていたのですが。そうい

う認識でよろしいでしょうか。

【市長】 時期的にはそうですね。ただ、交替するタイミングで代表がいないときももちろんあったので、電話でのやり取りもしたことがあります。

【川満玄治議員】 これで分かるように、そうやって何回も請求をかけていたということは、やはり無償で乗る気はさらさらなかったということが、私はこれを見て取れると思います。ただ、皆さんも言っているように1年8か月というのは長過ぎるのかなということを思いますが、そこは本当に次から気をつけていただきたいと思います。

続きまして、先ほどからよく出ている代車が安いのか高いのかという話ですが、私も実は何か所か一応調べてみました。やはり高いというところもあれば、逆に安いというところもあれば、ちょっとまちまちなんです。そこはだから、実際この代車の感覚でいうと価格がつけられないというのは私も感じたのですが、市長もそのような思いでよろしいでしょうか。

【市長】 はい、積算根拠が分からないので、その提示したものをお支払いしたということですので、そのとおりだと思っています。

【川満玄治議員】 今回、年式が9年を超えているとか2年を超えている、4年を超えている、そういったものがあって、全く車種も別ということで、やはり金額の根拠というのを、市長本人が出すのは私も難しいことだと思うのですが、今回、短期で借りれば確かに300万円とか、1日レンタル1万5,000円であればということになるとは思うのですが、私が聞きたいのは、この短期ではなくて長期でするとこれぐらいが妥当ではないかと私が調べた感じではそうだったのですが、市長もそういった意味でこの金額の出し方については、短期なのか長期なのかで値段は違うだろう、長期だからこの値段が妥当じゃないかと思ったのでしょうか。この104万円を。

【市長】 繰り返して申し訳ないですが、積算根拠は知り得ていないので、いただいた請求書どおりに払ったことをございますので、その部分はちょっと分からない部分です。

【川満玄治議員】 分かりました。私も見ていて、この値段は私から見ると妥当なのかなと思いました。このヴェルフアイアも9年落ち、ノアも実際3か月しか借りていないですし、ライズも4年落ちでしたか。そういったので見ればほかのレンタカー屋に聞くと、ある程度このぐらいじゃないかという話は一応聞いたので、そこについては議論しても、これは答えが出ないと思いますので、そこら辺で今回のことを受けて、市長として、ただすみませんでしたではなくて、例えば再発防止策とか、そういったことも市長としては考えていらっしゃるのですか。

【議長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

【川満玄治議員】 再発防止策というか、今後はどうしていきたいとか、そういったことをちゃんと言葉にして言ってもらえないかと思ひまして。市長から今後はどうしていきたいということを聞かせていただけませんか。

【市長】 本当に今回このように全員協議会まで開いてしまう事態に陥ってしまったこと、私がもちろん原因でございますので、本当に申し訳なく思っていますし、深く反省をしております。払う意思があったとはいえ、やはり世間一般的には1年8か月という長期間にわたり支払いをしていなかった事実については、本当に説明を尽くしてもなかなか厳しい部分がありますが、どういうタイミングでどのケースでもどんな視点でも市民目線をしっかりと忘れずに、このケースだったらどう考えられる

かというのを、自分を客観的に、俯瞰的に見る視点は必ず必要だろうなということを今回かなり強く感じたところでもありますので、残る期間も、次期来る選挙についてもしっかりと、今以上に力を注ぎながら、市政運営をさせていただきながら、市民の皆さんに納得いただけるように信頼回復にかけてまっしぐらに進んでいきたいと考えております。

【議長】 以上で、執行部の退席を求めますが、次に先程の文書について、議員間でやりたいと思いますので、休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

先ほどの全員協議会にて、この新しい文書というか、マスコミさんは知っているような記者会見もしてありましたけれども、実際与党議員というか、この文書を見たのは初めてという流れの中で、これが2025年5月20日になっているのかな、20日という鉛筆書きのようなものがあってという中で、これは先ほど瀬長恒雄議員の質疑の中でこの文書が、告発文ということが出て、今出されていますけれども、この文書の取扱いを確認していきたいのですが、私はこの文書はどうなんだろう、2025年5月というときには本当にこれが匿名の方からだったら、基本的には6月の議会で一般質問なり、緊急質問なりということができたはずですが、今議会、前の議会のときに出されてきた文書系はすぐ新垣繁人議員が緊急質問でやったのですが、これはちょっと古くて、場合によってはこれが本当にあったかどうかというのは、去年で確認はできていたはずです。この文書が出たときのものからすると、後付けなのか、それともため込んで何か選挙で利用しようとしてやっていたのかという、私はこういう疑いを持ってしまうということです。選挙も近いしという流れの中で、これが本物だったとしても、伝えなかったというのは、私はちょっと許せないと思うのです。ですから、どんな方向で持っていくかというのは、もうこれは議員間でやり取りするしかないので、これはまず瀬長恒雄議員、何か説明等がありますか。これを持ってきた瀬長宏議員、何か先に説明等があればどうぞ。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

先ほどまでの全員協議会、記者、傍聴者ということで諮りましたが、今回、議員間のものについては全協室を締め切ることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ございませんので、全協室を締め切って会議を開いていきたいと思っております。マスコミの方はご退場のほど、よろしく申し上げます。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【議長】 再開します。

第二部は休憩中のまま何もなく、閉会にしたいと思いますので、散会します。

全員協議会：議長 外間 剛 印